随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	財産管理課		
案　　件　　名	本庁舎及び南分館電話交換機設備保守点検業務委託		
案 件 の 概 要	本庁舎及び南分館の電話交換機設備、及びこれに付属する設備等のトラブルを未然に防止するため保守を実施する。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　7　年　4　月　1　日	契約の相手方	株式会社 ニチワ
契　約　金　額	1,359,600 円　（うち消費税相当額　100,711 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　8　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	当該業務は、本庁舎及び南分館の電話交換機設備、及びこれに付属する設備等のトラブルを未然に防止するための保守業務であり、特殊な技術と相当な実績を要する業務である。今回契約しようとする株式会社ニチワは、庁舎整備事業に伴い更新した本庁舎及び南分館の電話交換設備を納入した業者であり、交換機及び各端末の設定、各フロアーへの配線など、電話設備に関するすべての業務を実施しており、本業務に精通している。また、これまでの業務においても緊急時の対応や年度末の大幅な変更も円滑に実施できている。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）の規定により単独随意契約を行う。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 2 号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）		